

第22回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年4月28日（月）午後2時00分から午後2時22分まで

2 開催場所 幕別町役場3階3-A・B会議室

3 出席委員（20名）

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悦啓
	7番	橋本 浩弥
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	16番	小野寺和也
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司
	21番	中村 政昭

4 欠席委員（3名）

8番	田村 信夫
17番	小林 信也
18番	遠藤 貴之

5 議案

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について

第2号 農地所有適格法人報告書の受理について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第2号 幕別町地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について

第3号 幕別町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	木村 純一
農地振興係長	今城 和智
忠類支局農地振興係長	山田 慎一
農地振興係主査	稲垣 昂太
農地振興係主事補	村岡 倖

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第22回農業委員会総会を開催いたします。 次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に19番 吉田委員、22番 松本代理を指名いたします。よろしくお願いします。 次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、8番田村委員、17番小林委員、18番遠藤委員から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議長	次に、報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。 事務局から報告第1号について、説明をいたします。
事務局	報告第1号幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について、幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について、次のとおり報告します。 農業委員会等に関する法律第26条第3項及び幕別町農業委員会規則第5条第1項第2号の規定に基づき、専決処分したので報告いたします。異動の内容につきましては、令和7年4月1日付けの人事異動であります。 はじめに、農業委員会忠類支局長の吉仲有希の併任が解かれ、私、木村が忠類支局長を兼任となりました。次に、忠類支局農地振興係長に、忠類総合支所経済建設課産業振興係長の山田慎一が併任となりました。次に、忠類支局農地振興係の影山遼介の併任が解かれました。最後に、本局の農地振興係の高坂花織が札内支所住民課住民係へ異動となり、後任に村岡倖が発令されました。以上、報告とさせていただきます。
議長	報告第1号について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長	次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から報告第2号について、説明をいたします。
事務局	報告第2号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について次の法人より提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。提出された法人報告書等は、書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
議長	次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第1号1番から4番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。 【議案第1号1番から4番について、議案書をもとに朗読】 1番から4番の案件は、借換のため合意解約をするものであります。これらの案件につきましては、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。お諮りいたします。 議案第1号1番から4番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号1番から4番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長	次に、議案第２号「幕別町地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について」を議題といたします。
	議案第２号１番から２番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第２号、幕別町地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について、幕別町地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」といいます。）について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第６項の規定に基づき幕別町長から諮問があったので審議を求めます。
	【議案第２号１番から２番について、議案書をもとに朗読】
	以上の案件は、４月17日に協議の場が開催され、地域計画の変更案が作成されたものであります。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	（発言なし）
議長	質疑なしとします。採決をいたします。
	議案第２号１番から２番について、「異論ないもの」とすることで異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第２号１番から２番は「異論ないもの」と回答することに決定いたしました。
議長	次に、議案第３号「幕別町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。
	議案第３号１番から６番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第３号、幕別町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、幕別町農業振興地域整備計画について農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第１項の規定に基づき幕別町より諮問があったので審議を求めます。
	【議案第３号１番から６番について、議案書をもとに朗読】
	以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	（発言なし）
議長	質疑なしとします。採決をいたします。

	議案第3号1番から6番について、「異論ないもの」とすることで異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号1番から6番は「異論ないもの」と回答することに決定いたしました。
議長	次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。 【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添、農地法第3条調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22番	22番説明いたします。この案件は、今月17日に廣瀬委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添、農地法第3条調査書2ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10番	10番説明いたします。この案件は、今月17日に廣瀬委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号3番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号3番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添、農地法第3条調査書3ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
9番	9番説明いたします。この案件は、前耕作者の後継者への借換でありますので、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長	次に、議案第4号4番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号4番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添、農地法第3条調査書4ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7番	7番説明いたします。この案件は、前耕作者の子から親への借換でありますので、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号4番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次の議案第4号5番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。 (5番 渡邊委員退席)
	次に、議案第4号5番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号5番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添、農地法第3条調査書5ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11番	11番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員が渡邊委員でありますので、議事参与の制限となりますので、私の方から説明いたします。この案件は、今月17日に佐藤委員、小野寺委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号5番は原案のとおり決定いたしました。
	(5番 渡邊委員着席)
	次に、議案第4号6番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号6番について、議案書をもとに朗読】
	以上の案件は、別添、農地法第3条調査書6ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2番	2番説明いたします。この案件は、今月17日に廣瀬委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地に影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号6番は原案のとおり決定いたしました。
議長	議案は以上であります。 これをもって、第22回農業委員会総会を閉会します。
事務局長	ご起立願います。お疲れ様でした。